

1・2 平成 24 年度税制改正

1・2・1 平成 23(2011)年度税制改正要望の結果(「つなぎ法」等による施行期日の延期)

平成 23(2011)年度税制改正に関し、平成 22(2010)年 12 月 16 日、政府税制調査会(以下、「政府税調」)は税制改正大綱(以下、「大綱」)を公表し、船舶の特別償却制度・買換特例(圧縮記帳制度)については、特償率の一部引き下げ等の上、制度が維持されることとなった。一方、トン数標準税制の拡充については、政府税制調査会二次査定において平成 24(2012)年度以降の検討課題とされた。

大綱結果を踏まえ平成 23(2011)年 1 月 25 日にこれら特例措置に関する法案『所得税法等の一部を改正する法律案(以下、「税制改正法案」)』が国会に提出された。しかしながら国会審議の遅れにより、同法案の年度内成立が見込めないことから、適用期限が到来する特別償却制度、圧縮記帳制度などの租税特別措置については、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」等(いわゆる「つなぎ法」)により措置されることとなり、適用期限が平成 23(2011)年 6 月 30 日まで延長された。

7 月の適用期限を迎えるにあたり、これまで国会に提出されていた「税制改正法案」については東日本大震災による経済社会への影響を考慮し、同法案を一部修正して存置する「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(以下、修正案)」を手当し、平成 23(2011)年 6 月 10 日付で国会に提出された。「修正案」は、主に法人実効税率 5%引下げ、課税ベースの拡大とする減価償却制度の見直し(償却率を定率 250%から 200%など)や欠損金繰越控除の限度額縮減・繰越期間延長(7⇒9 年)、地球温暖化税制(石油石炭税の税率上乘せ)などが盛り込まれ、継続審議となった。

一方、租税特別措置などの延長を措置した「つなぎ法」は、平成 23(2011)年 6 月 30 日を以て期限切れが到来するため、「税制改正法案」の一部を取り出し、別途新たな法律案として、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」が、6 月 10 日に国会に提出され、6 月 22 日に可決・成立した。

【資料 1-2-1-1】

これにより 7 月 1 日から船舶特別償却制度、買換え特例措置(圧縮記帳)は、税率および設備要件の変更を伴う新たな改正内容で施行されることとなった。

○ 船舶の特別償却制度 外航環境低負荷船 (3000G/T 以上)

≪旧制度内容≫

特償率:18/100

(但し、トン数標準税制適用法人が特定外国子会社で取得等をする船舶は 16/100)

≪改正内容≫(適用期間 平成 23(2011)年 7 月 1 日～平成 26(2013)年 3 月 31 日)

特償率 日本籍船:18/100、外国籍船:16/100(いずれも環境要件の見直し)

○ 特定資産(船舶)の買換特例(圧縮記帳)

≪旧制度内容≫

(1)船舶から船舶、(2)内航船舶から減価償却資産((1)(2)とも譲渡差益の 80%を圧縮記帳)

買換え資産(船舶)に対して環境負荷低減型(中古船に限定)の設備要件あり

《改正内容》(適用期間 平成 23(2011)年 7 月 1 日～2014(2012)年 3 月 31 日)

圧縮率:80% (1)新造船に対しても環境負荷低減型の設備要件化

(2)買換えた船舶の船齢が譲渡した船舶の船齢を下回ること

なお、平成 23(2011)年度税制改正に伴う船舶特別償却制度及び特定資産の買換特例(圧縮記帳制度)の設備要件等に関する告示(【資料 1-2-1-2】)が平成 23(2011)年 6 月 30 日付で改正、同日公布された。

継続審議となっていた積み残し部分の「修正案」については、11 月の民主・自由民主・公明の三党税制調査会の合意事項に基づき、法人課税「実効税率を5%引下げ」「償却制度課税ベースの拡充(減価償却の見直し、欠損金繰越控除 等)」など一部が 11 月 30 日に可決・成立し、12 月 2 日に公布・施行された。

これにより、平成 24(2012)年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人税率は、従来の 30%から 25.5%に引き下げられた。なお、東日本大震災の復興財源として、平成 24(2012)年 4 月 1 日以後開始する事業年度から 3 年間の時限措置として、基準法人税額の 10%の復興特別法人税が課されることとなった。この結果、法人実効税率は 40.69%から 38.01%※(当初 3 年間、その後は 35.64%)に引き下げられる。この他、課税ベースの拡大等については、減価償却制度の改正により平成 24(2012)年 4 月 1 日以降に取得する資産について、これまでの 250%から 200%定率償却に変更された他、欠損金の繰越控除制度の見直し(控除限度額を所得金額の 80%とし、繰越期間をこれまでの 7 年間から 9 年間に延長)などが措置された。

また、消費課税(地球温暖化対策税制のための税の導入)および資産課税、個人所得課税などについては、「修正案」から削除し、平成 24(2012)年度税制改正で措置されることとなった。

※期末資本金の額が 1 億円を超える法人に対する東京都の税率を用いて計算

1.2.2 東日本大震災関係税制

東日本大震災に伴う被災者等の負担の軽減を図るため、国税関係法律の特例として船舶の特別償却を含む「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が平成 23(2011)年 3 月 31 日に成立、4 月 1 日施行された。主な特例措置は次の通りである。

○特別償却

震災による滅失等で一定の船舶(日本籍船)の代替資産の取得等をした場合の特別償却
平成 23(2011)年 3 月 11 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までの間に取得等をしたもの
特償率 30/100(中小企業者等にあつては、36/100)

平成 26(2014)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までの間に取得等をしたもの
特償率 20/100(中小企業者等にあつては、24/100)

○登録免許税

震災による滅失等で一定の船舶(日本籍船)の代替資産の取得に係る所有権の保存登記、移転登記、抵当権設定登記等の登録免許税の免除

平成 23(2011)年 4 月 1 日～平成 33(2021)年 3 月 31 日

1・2・3 平成 24 年度税制改正要望について

題記については、当協会メンバーへのアンケート結果を踏まえ、財務幹事が中心となり、「平成 24 年度税制改正要望」を冊子（【資料 1-2-3-1】）にとりまとめ、平成 23(2011)年 9 月 28 日の定例理事会において当協会要望を決定し、12 月中旬の大綱の決定に向けて、国会関係者をはじめ、関係各方面に海運税制の必要性を訴えるべく活動を開始した。

具体的要望内容は、国土交通省が平成 23(2011)年 6 月 23 日付で実施した『平成 24 年度税制改正要望に関するご意見募集(以下、パブリックコメント)』で、7 月 7 日付に提出した以下の主要 4 項目（【資料 1-2-3-2】）の他、当協会が継続的に要望する海運関係、国際課税、企業税制に分け整理している。

《当協会が提出したパブリックコメント》

1. トン数標準税制の適用対象船舶の拡充

2. 船舶に係る固定資産税の廃止

【現行特例 国際船舶(課税標準の 1/15)、外国貿易船(同 1/10)、外航船舶(同 1/6)】

3. 国際船舶に係る登録免許税の改善および恒久化

【現行特例の 3.0/1000 を 1.0/1000 にした上、恒久化(本則 4/1000)】

4. 中小企業投資促進税制の改善

【現行特例 内航船舶の特別償却(取得価額の 75%)30%または 7%税額控除】

提出された「パブリックコメント」に関して、当協会芦田会長は、7 月 22 日に市村国土交通大臣政務官を訪問し、平成 24 年度税制改正要望(上記項目 1～3)に関するヒアリングを受け、トン数税制の拡充をはじめとする税制要望について、国際競争力条件の均衡化の観点から必要性を訴えた。その後、国土交通省海事局では、東日本大震災の復興財源確保の問題や、ペイアズユーゴー原則の徹底が求められている状況等も踏まえつつ検討を行い、「トン数標準税制の拡充」の他、「国際船舶に係る登録免許税」、「外航船舶に係る固定資産税」についても、9 月 30 日付けで以下の通り、財務省等に要望を提出した。

【国土交通省 平成 24 年度税制改正要望(外航海運関係概要)】

○トン数標準税制の拡充:

日本籍船に加え、当該船舶を補完する一定の重要な船舶に限り、対象を拡充することとする。

○国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の延長:

所有権保存登記 現行 3/1000(本則 4/1000)、抵当権設定登記 現行 3/1000(本則 4/1000)

【期限】2年間(平成 24(2012)～25(2013)年度)

○国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長・拡充(固定資産税):

現行制度である課税標準が国際船舶 1/15、外国貿易船 1/10(外航実績 50%)外航船舶 1/6 に対して要望では、国際船舶の課税標準を 1/18 に拡充し、既存の外国貿易船の課税標準 1/10 を廃止し外航船舶の 1/6 に統合

【期限】3 年間(平成 24(2012)～26(2014)年度)

1・2・4 与野党および政府税制調査会の動き

民主党政調査会国土交通部門会議(座長:松崎哲久衆議院議員)では、平成 23(2010)年 9 月 26 日に税制改正要望に関する業界ヒアリングを行い、当協会からは芦田会長が出席し、外航海運の国際競争条件均衡化の観点からトン数標準税制の拡充をはじめとした海運関係税制の維持改善の必要性等について主張した。以降、芦田会長が中心となり、衆参の国会議員に対する陳情活動を精力的に行った。

国土交通部門会議では各業界等から寄せられた要望を精査し、重点要望事項として 10 月中旬に民主党税制調査会(会長:藤井裕久衆議院議員、以下「党税調」)に提出し、11 月中には党税調が、更に各部門会議からの重点要望事項を絞り込み、政府税調に提出することとなっている。その後、政府税調による租税特別措置等の改正案について数回にわたる査定を経て、12 月中旬に政府税制大綱が発表されることとなる。

10 月 14 日に開催した同部門会議では、9 月 26 日の業界ヒアリングを踏まえた税制改正重点項目の絞り込みを行い、「国土交通部門会議平成 24 年度税制改正重点事項」にトン数標準税制の拡充をはじめ、海運関係税制として固定資産税および登録免許税の特例なども含まれることとなった(【資料 1-2-4-1】)。同重点事項が政府税調に提出されるとともに、国土交通部門会議および党税調での継続的な検討を経て、11 月 28 日の党税調総会では、各部門会議からの重点事項を絞り込んだ「平成 24 年度税制改正における重点要望等について」がまとめられ、これにトン数標準税制の拡充等が盛り込まれることとなった。(【資料 1-2-4-2】)

一方、超党派議員で構成する海事振興連盟(会長:衛藤征士郎衆議院議員)では、平成 23(2011)年 11 月 2 日に総会が、また、11 日および 22 日に同連盟の税制委員会がそれぞれ行われ、何れも芦田会長が出席し、海運税制の必要性等を説明したことなどから、国土交通部門会議においては、多くの国会議員から応援発言が出された。

平成 23(2011)年 11 月 25 日に公表された政府税調の「1次査定」では、トン数税制の拡充＝P(判断保留)判定、登録免許税＝A(税率引き上げて延長)判定、固定資産税＝A(拡充を認める)判定となった。その間、関係方面に対し、精力的な陳情活動等を行った結果、平成 23(2011)年 12 月 10 日、平成 24(2012)年度税制改正大綱が決定され、トン数税制の拡充【1-2-1 参照】をはじめ国際船舶に係る固定資産税および登録免許税の特例の延長等についても最終結果として示されることとなった。

なお、大綱を踏まえた税制関連法案(租税特別措置法等の一部を改正する法律案、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法)が平成 24(2012)年 3 月 30 日付で成立し、4 月 1 日より施行された。(トン数税制に関する海上運送法は除く)(【資料 1-2-4-3】【資料 1-2-4-4】)